

変動金利定期預金
(2023年6月1日以降 新規取扱中止)

2023年6月1日現在

1. 商品名	○変動金利定期預金<単利型> ○変動金利定期預金<複利型>	
2. ご利用いただける方	○法人および個人の方がご利用になれます。	○個人の方のみご利用になれます。
3. お預入れ期間	○2年、3年	○3年のみ
4. お預入れに関する事項 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○預入金額を一括してお預入れいただけます。 ○1円以上 ○1円単位	
5. 払戻し方法	○満期日以降に一括して払い戻します。	
6. 利息に関する事項 (1) 適用利率 (2) 利払時期 (3) 計算方法	○預入金額1円以上300万円未満 預入後6か月間は預入時の店頭金利を適用し、預入日から6か月毎に当行が預入の際に提示する、スーパー定期の6か月ものを指標とした利率変更方法により適用金利を変更します。 ○預入金額300万円以上1000万円未満 預入後6か月間は預入時の店頭金利を適用し、預入日から6か月毎に当行が預入の際に提示する、スーパー定期300の6か月ものを指標とした金利変更方法により適用金利を変更します。 ○預入金額1000万円以上 預入後6か月間は預入時の店頭金利を適用し、預入日から6か月毎に当行が預入の際に提示する、自由金利型定期預金の6か月ものを指標とした金利変更方法により適用金利を変更します。 ○<単利型> 各中間利払日（預入日から6か月毎の応当日）以降に利息の一部として中間払利息を支払います。 なお、中間払利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払金利（約定金利×70%、小数点4以下切り捨てます）により計算します。 また、満期日以降に中間払利息を差し引いた利息の残額をこの預金とともに支払います。	
7. 手数料	○ありません。	

8. 税金	<p>○個人の方・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ただし平成25年1月1日以降は復興特別所得税が課税され、 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率 となります。</p> <p>※マル優ご利用の場合は非課税となります。</p> <p>○法人の方・・・総合課税 ※非課税法人の場合は非課税。</p>
9. 付加することのできる特約に関する事項	○個人のお客様で自動継続方式をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。 (貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%を上乗せした金利)
10. 中途解約時の取扱い	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
11. その他参考となる事項	<p>○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>○自動継続をご利用の場合、自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。</p> <p>○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金金利により計算します。</p>
12. 金利情報の入手方法	○詳細は窓口にお問い合わせください。
13. 指定紛争解決機関	<p>○当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。</p> <p>全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、 03-5252-3772</p>